

◎新潟県告示第591号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成30年5月22日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護	デイサービスセンター はすがた園	新潟県北蒲原郡聖籠 町蓮潟2249番地	社会福祉法人聖籠 福祉会	平成30年5月1 日
通所リハビリテー ション 介護予防通所リハビ リテーション	介護老人保健施設葵の 園・長岡	新潟県長岡市新保町 字横山882番1他	医療法人晴生会	平成30年5月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	ショートステイ遊生の 町	新潟県燕市小関1389 番地4	社会福祉法人遊生 会	平成30年5月1 日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	特別養護老人ホームは すがた園	新潟県北蒲原郡聖籠 町蓮潟2249番地	社会福祉法人聖籠 福祉会	平成30年5月1 日
短期入所療養介護 介護予防短期入所療 養介護	介護老人保健施設葵の 園・長岡	新潟県長岡市新保町 字横山882番1他	医療法人晴生会	平成30年5月1 日
短期入所療養介護 介護予防短期入所療 養介護	介護老人保健施設葵の 園・長岡（ユニット型）	新潟県長岡市新保町 字横山882番1他	医療法人晴生会	平成30年5月1 日